

大分市高崎山自然動物園においてニホンザルの学術研究を行う場
合における手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市高崎山自然動物園（以下「動物園」という。）におけるニホンザルの学術研究を適正に行わせるため、その手続に関し、大分市高崎山自然動物園条例（平成15年大分市条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「資・試料」とは、ニホンザルの血液、唾液、精液等の体液、臓器、筋肉、毛皮、歯牙、骨格、排泄物、これらのものから抽出されたものその他市長が認定したものをいう。

(使用許可の申請)

第3条 ニホンザルの学術研究のため動物園を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究に係る使用許可申請書（様式第1号）に大分市高崎山自然動物園ニホンザルの学術研究に関する同意書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者が資・試料の採取又は利用を行わないときは、その添付を省略することができる。

(使用許可の決定等)

第4条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、使用の許可を決定するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により使用の許可の決定をしたときは、大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究に係る使用許可書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ大分市高崎山管理委員会設置要綱（昭和62年1月30日施行）第1条に規定する大分市高崎山管理委員会の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）に係る条例第3条第1項に規定する入園料を減免することができる。

（終了の報告）

第5条 許可を受けた者で資・試料の採取又は利用を行うものは、資・試料の採取又は利用が終了したときは、当該終了した日から30日以内に大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究終了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた者が行う学術研究がニホンザル及びその生息地の保護に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 許可を受けた者が市長の指示に従わないとき。
- (3) 許可を受けた者が法令に違反する行為をしたとき。
- (4) 許可を受けた者がこの要綱に違反したとき。
- (5) その他許可を受けた者が市長が適当でないと認める行為をしたとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、動物園におけるニホンザルの学術研究に係る手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

住 所

所属・職名

氏 名

(印)

申請者が学生等の場合の指導教員の職名・氏名

(印)

大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究に係る使用許可申請書

次のとおり、大分市高崎山自然動物園をニホンザルの学術研究のため使用したいので申請します。

記

使用の目的（どういう目的で何を明らかにしようとするのか、また大分市高崎山自然動物園で行う理由をわかりやすく200字～300字程度で記述してください）

使用の内容及び方法（どのような方法で行おうとするのか、特に資・試料の利用予定の有無、有りの場合の数量等の詳細をわかりやすく200字～300字程度で記述してください）

使用希望期間： 年 月 日～ 年 月 日
(同一年度内に限る)

管理事務所への宿泊希望の有無： 有 ・ 無

入園料減免希望の有無： 有 ・ 無

申請者（及び指導教員）の連絡先（電子メールアドレスと電話番号）：

* 当該学術利用計画が貴所属内で承認されている場合には、そのことを証明するものを添付してください。

年 月 日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

住所

所属・職名

氏名 (印)

申請者が学生等の場合の指導教員の職名・氏名
(印)

大分市高崎山自然動物園ニホンザルの学術研究に関する同意書

大分市高崎山自然動物園のニホンザル由来の資・試料の利用にあたっては、下記の項目すべてを遵守することに同意します。

なお、履行しなかった項目があった場合には、許可が取り消されること、今後大分市高崎山自然動物園での学術研究が一切許可されないこと及び同意事項を履行しなかった事実と所属・氏名等を大分市が公表することについて承諾します。

記

1. 大分市高崎山自然動物園のニホンザル由来の資・試料（以下「資・試料」という。）については、資・試料の利用・研究の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
2. 資・試料の利用・研究に必要な物品は申請者が準備する。
3. 資・試料は商業的利用に供さない。
4. 資・試料は第三者に譲渡、貸与、再利用許諾を行わない。
5. 資・試料の利用・研究が終了した時点で貸与資・試料については大分市に返却し、提供資・試料については責任をもって廃棄処分する。年度を超えた資・試料の利用を希望する場合には、大分市と別途協議するものとする。
6. 資・試料の利用に伴って生じるいかなる事象に関しても、大分市の責任を一切問わない。
7. 資・試料の利用終了後 30 日以内に大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究終了報告書（様式第 4 号）によりその報告を市長に行う。
8. 資・試料の利用・研究の成果の概要が明らかになり、かつ、その公表の前に、大分市にその内容を文書にて報告し、公表等に関して指導を受けるものとする。
9. 知的財産権に関わる問題が発生した場合には、大分市と別途協議するものとする。

なお、ここでいう「資・試料」とは、1) 血液、唾液、精液などの体液、2) 臓器、3) 筋肉、4) 毛皮、5) 歯牙、骨格、6) 排泄物、7) これらのものから抽出されたもの、8) その他市長が認定したものを指す。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

殿

大分市長 佐藤 樹一郎 印

大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究に係る使用許可書

年 月 日付けで申請のあった大分市高崎山自然動物園をニホンザルの学術研究のため使用することについて許可します。

許可の条件

年 月 日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

住所

所属・職名

氏名 (印)

申請者が学生等の場合の指導教員の職名・氏名
(印)

大分市高崎山自然動物園ニホンザル学術研究終了報告書

標記の件について、次のとおり報告します。

記

1. 資・試料の内容（種類・数量など）

種類（ ）・数量（ ）

2. 貸与・提供の別

3. 貸与または提供を受けた日

4. 資・試料の利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5. 利用後の処置内容・期日

処置内容： 大分市に返却・廃棄処分

廃棄の場合の方法と廃棄先（ ）

処置日： 年 月 日